

議案第 4 1 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
とおり改正する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

日進市が認可する小規模保育事業所等の保育施設における保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）について、満 3 歳以上満 4 歳未満の児童はおおむね 2 0 人に 1 人以上から 1 5 人に 1 人以上に、満 4 歳以上の児童はおおむね 3 0 人に 1 人以上から 2 5 人に 1 人以上に改める。

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略	(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) 略 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

旧日進美化センター解体撤去事業基金条例の廃止について

旧日進美化センター解体撤去事業基金条例を次のとおり廃止する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、旧日進美化センター解体撤去事業が完了したため、旧日進美化センター解体撤去事業基金条例を廃止する必要があるからであります。

旧日進美化センター解体撤去事業基金条例を廃止する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

旧日進美化センター解体撤去事業基金条例（平成３０年日進市条例第３３号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

日進市立米野木台西保育園の指定管理者の指定について

次のとおり日進市立米野木台西保育園の指定管理者を指定するものとする。

令和6年6月10日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

- 1 公の施設の名称 日進市立米野木台西保育園
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人 日東保育園
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

指定管理者の概要について

団体名	社会福祉法人 日東保育園				
所在地	〒470-0102 日進市藤島町寺下乙 29 番地				
代表者	理事長 成田 ゆき江				
設立年月日	昭和 28 年 5 月（昭和 51 年 2 月法人化）				
職員数	86 名（社員 30 名、契約社員 5 名、臨時社員 51 名）				
沿革	昭和 28 年 5 月 日進村で最初の保育所として事業開始 昭和 51 年 2 月 社会福祉法人 日東保育園となる 昭和 53 年 4 月 1 歳児保育、長時間保育（午前 8 時から午後 6 時まで）実施開始 平成 8 年 7 月 日進市子育て支援センターとして事業開始（後に日東子育て支援センターに改称） 平成 15 年 9 月 一時保育、長時間保育（午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分まで）、0 歳児保育（生後 3 か月から）、障害児保育実施開始 新園舎（鉄筋コンクリート 2 階建）落成 平成 27 年 4 月 日進市立米野木台西保育園の運営を開始				
業務内容	1 第 2 種社会福祉事業 児童福祉施設（保育所）の運営 2 日東子育て支援センターの運営 3 日進市子育て連絡会議を通じた市内の各子育て機関との連携				
公共事業等の主な実績	日進市地域子育て支援センター運営業務				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	米野木台西保育園	保育所の運営	H27.4～
	日進市	愛知県	米野木台西保育園	保育所の運営	R2.4～R7.3
財政状況 単位：千円	年 度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度
	総収入	410,976		385,498	391,088
	総支出	424,952		388,322	372,078
	当期損益	△13,976		△2,823	19,010
	累積損益	—		—	—

日進市立米野木台西保育園の指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市立米野木台西保育園
所在地 日進市藤枝町廻間1番地1
延床面積 1,348.8 m²
構 造 鉄骨2階建
開設年月日 平成27年4月1日

2 指定管理者の指定方法

公募によらない。

3 提案の概要

- ・子どもが安心して過ごせる環境を作り、保護者の就労を支える。
- ・保護者との信頼関係を第一とし、家庭と園とが連携して子どもの成長を支える。
- ・年齢に合った保育活動に取り組み、子どもたち一人ひとりの良いところを認め、やる気と思いやりの気持ちを育む。
- ・看護師を配置し、子どもの健康管理を行う。無農薬野菜を使った和食など薄味で、安全に配慮した、子どもの喜ぶ給食を提供する。
- ・収支のバランスをはかり、園児のために安定した運営を行う。
- ・労働基準法や就業規則を遵守し、職員の働きやすい職場作りに取り組む。
- ・人材育成や人事考課を通して職員のモチベーションを高め、保育のプロフェッショナルとしての自覚と責任を養う。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	156,058	158,898	161,373	476,329

4 主な委員意見（評価できる点）

- ・園長などの幹部職員が良いバランスを取りもっている。
- ・園児が夢中になれる、年齢に応じた保育を積極的に行っている。
- ・これまでの実績・経験値を基に、地域に根差した保育を意識しており、日進市との連携、関係性が良好である。
- ・保育士の確保が厳しい中、延長保育、一時保育、土曜保育に対応し、就労家庭のニーズに対応している。
- ・昔ながらの保育と現在の保育が融合した保育で園児と向き合っている。

5 審査結果

審査基準	審査項目	配点	社会福祉法人 日東保育園
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	36
	②保護者との関わり	50	36
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①保育事業(通常保育業務)の内容	125	95
	②特別保育事業等(自主事業に係る分を含む。)の内容 a 延長保育の実施計画 b 一時保育の実施計画 c 土曜保育の実施方針	50	40
	②特別保育事業等(自主事業に係る分を含む。)の内容 d 障害児保育の実施方針 e 実施の際に配慮する点	50	42
	③自主事業の内容	50	36
	④健康管理、衛生管理及び給食	50	41
	⑤関係機関との連携及び地域貢献	75	58
	⑥虐待への対応	50	42
3 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①施設の維持管理等	50	38
	②緊急時の対応	100	79
	③指定管理料	75	52.5
	④収支計画	50	31

議案第43号 参考資料2

4 事業計画書に沿った 管理を安定して行う人 員、資産その他の経営 の規模及び能力を有し ており、又は確保でき る見込みがあること。 (同条第4号)	①本保育園の管理運営に 必要な人員	100	70
	②勤務条件等	50	34
	③職員との関わり	50	38
	④経営資源	50	34
	⑤管理運営実績	125	97
	⑥情報管理	50	36
合 計		1250	935.5

議案第 4 4 号

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 3 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第3号）

日進市一般会計補正予算書

令和6年度日進市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度日進市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,638,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月10日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		216,564	13,494	230,058
	1. 負担金	216,564	13,494	230,058
15. 国庫支出金		6,125,557	1,335	6,126,892
	1. 国庫負担金	3,783,896	1,335	3,785,231
16. 県支出金		2,496,477	65,982	2,562,459
	1. 県負担金	1,581,569	56,511	1,638,080
	2. 県補助金	691,669	9,471	701,140
19. 繰入金		2,121,357	106,948	2,228,305
	2. 基金繰入金	2,092,525	106,948	2,199,473
21. 諸収入		1,064,418	80,680	1,145,098
	4. 雑入	840,126	80,680	920,806
歳入合計		34,369,727	268,439	34,638,166

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,921,505	14,494	4,935,999
	1. 総務管理費	4,247,596	1,000	4,248,596
	2. 徴税費	414,632	13,494	428,126
4. 衛生費		2,794,095	137,658	2,931,753
	1. 保健衛生費	1,292,109	137,658	1,429,767
6. 農林水産業費		126,261	9,471	135,732
	1. 農業費	122,696	9,471	132,167
7. 商工費		490,008	2,720	492,728
	1. 商工費	490,008	2,720	492,728
8. 土木費		4,903,238	56,511	4,959,749
	2. 道路橋梁費	857,897	56,511	914,408
10. 教育費		3,877,462	47,585	3,925,047
	1. 教育総務費	497,969	1,000	498,969
	2. 小学校費	1,005,149	28,833	1,033,982
	3. 中学校費	395,512	17,752	413,264
歳 出 合 計		34,369,727	268,439	34,638,166

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
米野木台西保育園指定管理委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	523,962

令和6年度（第3号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,043,199		16,043,199
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	130,000		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	74,000		74,000
6. 法人事業税交付金	200,000		200,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	530,001		530,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	216,564	13,494	230,058
14. 使用料及び手数料	330,203		330,203
15. 国庫支出金	6,125,557	1,335	6,126,892
16. 県支出金	2,496,477	65,982	2,562,459
17. 財産収入	13,746		13,746
18. 寄附金	759,805		759,805

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 121, 357	106, 948	2, 228, 305
20. 繰越金	300, 000		300, 000
21. 諸収入	1, 064, 418	80, 680	1, 145, 098
22. 市債	1, 645, 000		1, 645, 000
歳 入 合 計	34, 369, 727	268, 439	34, 638, 166

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	262,265		262,265
2. 総務費	4,921,505	14,494	4,935,999
3. 民生費	14,766,221		14,766,221
4. 衛生費	2,794,095	137,658	2,931,753
5. 労働費	4,194		4,194
6. 農林水産業費	126,261	9,471	135,732
7. 商工費	490,008	2,720	492,728
8. 土木費	4,903,238	56,511	4,959,749
9. 消防費	1,170,272		1,170,272
10. 教育費	3,877,462	47,585	3,925,047
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,000,007		1,000,007
13. 諸支出金	4,193		4,193
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	34,369,727	268,439	34,638,166

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		14,494	0
1,335		79,680	56,643
9,471			0
			2,720
56,511			0
			47,585
67,317		94,174	106,948

2 歳 入

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. 総務費負担金	0	13,494	13,494
計	216,564	13,494	230,058

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

2. 衛生費国庫負担金	0	1,335	1,335
計	3,783,896	1,335	3,785,231

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

2. 土木費県負担金	112,541	56,511	169,052
計	1,581,569	56,511	1,638,080

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	2,071	9,471	11,542
計	691,669	9,471	701,140

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,451,948	106,948	1,558,896
計	2,092,525	106,948	2,199,473

1 3 款 分担金及び負担金
1 5 款 国庫支出金
1 6 款 県支出金

1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 徴税費負担金	13,494	航空写真合同撮影事業負担金 13,494

1. 衛生費国庫負担金	1,335	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 1,335

1. 道路橋梁費負担金	56,511	県道整備支援事業 56,511

1. 農業費補助金	9,471	新規就農者育成対策事業 9,471

1. 財政調整基金繰入金	106,948	財政調整基金繰入金 106,948

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 雑入	840, 126	80, 680	920, 806
計	840, 126	80, 680	920, 806

2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務雑入	1,000	コミュニティ助成事業助成金 1,000
3. 衛生雑入	79,680	新型コロナワクチン接種助成金 79,680

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
16. 地域コミュニティ推進事業費	67,323	1,000	68,323			1,000 諸	
						1,000	
計	4,247,596	1,000	4,248,596			1,000	

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	305,914	13,494	319,408			13,494 負	
						13,494	
計	414,632	13,494	428,126			13,494	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2. 保健センター運営費	245,918	1,463	247,381				1,463
3. 予防費	621,835	136,195	758,030	1,335 国		79,680 諸	55,180
				1,335		79,680	
計	1,292,109	137,658	1,429,767	1,335		79,680	56,643

2 款 総務費
4 款 衛生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	1,000	補助金 1,000	地域コミュニティ推進事業 1,000 地域コミュニティ推進事業補助金 1,000

12. 委託料	20,051		固定資産税賦課事務 13,494 航空写真合同撮影事業業務委託料 20,051 航空写真合同撮影事業負担金 △6,557
18. 負担金、補助及び交付金	△6,557	負担金 △6,557	

10. 需用費	858	修繕料 858	保健センター管理事業 858 修繕料 858
12. 委託料	605		保健センター運営事業 605 健康管理システム改修委託料 605
10. 需用費	179	印刷製本費 179	予防接種推進事業 136,195 印刷製本費 179
12. 委託料	134,681		高齢者予防接種委託料 134,237 電算事務委託料 444 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 1,335
18. 負担金、補助及び交付金	1,335	交付金 1,335	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	20,332	9,471	29,803	9,471 県			
				9,471			
計	122,696	9,471	132,167	9,471			

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	50,833	2,720	53,553				2,720
計	490,008	2,720	492,728				2,720

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

3. 道路整備事業費	400,204	56,511	456,715	56,511 県			
				56,511			
計	857,897	56,511	914,408	56,511			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	495,138	1,000	496,138				1,000
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

6 款 農林水産業費
7 款 商工費
8 款 土木費

10 款 教育費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	9,471	補助金 9,471	農業経営者支援事業 9,471 新規就農者育成総合対策補助金 9,471

12. 委託料	80		観光振興事業 2,720 浄化槽清掃委託料 80 トイレ・浄化槽解体工事 2,640
14. 工事請負費	2,640		

12. 委託料	969		道路整備総務事業 969 用地測量及び不動産鑑定評価等業務委託料 969
13. 使用料及び賃借料	697		県道整備支援事業 55,542 市道用地借上料 697 県道整備支援用地購入費 1,618 物件補償費 53,227
16. 公有財産購入費	1,618	土地購入費 1,618	
21. 補償、補填及び賠償金	53,227	補償金 53,227	

18. 負担金、補助及び交付金	1,000	補助金 1,000	私立幼稚園事業者補助事業 1,000 私立幼稚園医療のケア看護職員配置事業費補助金 1,000
-----------------	-------	-----------	--

10款 教育費

1項 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	497,969	1,000	498,969				1,000

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	528,038	28,833	556,871				28,833
計	1,005,149	28,833	1,033,982				28,833

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	212,118	17,752	229,870				17,752
計	395,512	17,752	413,264				17,752

10款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

12. 委託料	22,398		小学校整備推進事業 設計業務委託料 I C T整備委託料 教室改修工事	28,833 21,648 750 6,435
14. 工事請負費	6,435			

12. 委託料	17,752		中学校整備推進事業 設計業務委託料	17,752 17,752

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末までの支出見込額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
西部保育園駐車場用地取得事業	75,796	令和3～5年度	39,958	令和6～7年度	35,838				35,838
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和5年度)	7,739			令和6～9年度	7,739	1,161			6,578
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和5年度)	79,694			令和6～10年度	79,694	11,954			67,740
公共施設マネジメント事業用地取得事業	212,163			令和7～11年度	212,163				212,163
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和6年度)	130,304			令和7～11年度	130,304	18,981			111,323
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和6年度)	196,594			令和7～8年度	196,594	57,710	115,131		23,753
尾張土地開発公社に対する債務保証	702,290			令和11年度まで					
マイナンバーカード交付予約・管理システム導入事業	8,614	令和4～5年度	3,432	令和6～8年度	5,182	5,182			
固定資産評価業務委託事業	35,310			令和6～8年度	35,310				35,310
公共施設マネジメント等委託事業	11,000			令和7年度	11,000			9,000	2,000
システム標準化対応事業（情報広報課分）	420,090			令和7年度	420,090	68,601			351,489
システム標準化対応事業（市民課分）	10,582			令和7年度	10,582	4,325			6,257
システム標準化対応事業（健康課分）	36,042			令和7年度	36,042	5,934			30,108
立地適正化計画策定委託事業	15,029			令和7年度	15,029	6,011			9,018

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末までの支出見込額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
都市マスタープラン改定業務委託事業	5,478			令和7年度	5,478				5,478
市民会館大ホール天井改修工事業	229,192			令和7年度	229,192	76,319	130,000		22,873
スポーツセンターエントランス天井改修工事業	73,240			令和7年度	73,240	9,147			64,093
学校給食配送業務委託事業	267,126			令和6～12年度	267,126				267,126
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	668,864	令和3～5年度	358,250	令和6～7年度	310,614				310,614
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4～5年度	8,484	令和6～8年度	15,716				15,716
にしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4～5年度	73,548	令和6～8年度	131,052	81,483			49,569
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4～5年度	119,317	令和6～8年度	224,353	46,521			177,832
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4～5年度	31,337	令和6～8年度	54,694				54,694
総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド指定管理委託事業	295,350	令和4～5年度	114,868	令和6～8年度	180,482				180,482
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4～5年度	170,706	令和6～8年度	279,744				279,744
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4～5年度	47,907	令和6～8年度	78,450				78,450
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5年度	27,996	令和6～9年度	228,663				228,663
にぎわい交流館指定管理委託事業	199,650			令和6～10年度	199,650				199,650

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末 までの支出見込額		令和6年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
米野木台西保育園指定 管理委託事業	523,962			令和7～ 9年度	523,962	2,865		54,132	466,965
合 計	5,696,076		995,803		3,997,983	396,194	245,131	63,132	3,293,526

議案第45号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合の処理する事務のうち構成市町村が行うものを変更するため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

令和6年6月10日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合の処理する事務のうち構成市町村が行うものを変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月２０日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)
略	略
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
略	略

議案第 4 6 号

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第2号）

日進市一般会計補正予算書

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度日進市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 3 6 9, 7 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
21. 諸収入		966,118	98,300	1,064,418
	5. 受託事業収入	0	98,300	98,300
歳入合計		34,271,427	98,300	34,369,727

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,823,205	98,300	4,921,505
	1. 総務管理費	4,149,296	98,300	4,247,596
歳 出 合 計		34,271,427	98,300	34,369,727

令和6年度（第2号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,043,199		16,043,199
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	130,000		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	74,000		74,000
6. 法人事業税交付金	200,000		200,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	530,001		530,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	216,564		216,564
14. 使用料及び手数料	330,203		330,203
15. 国庫支出金	6,125,557		6,125,557
16. 県支出金	2,496,477		2,496,477
17. 財産収入	13,746		13,746
18. 寄附金	759,805		759,805

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 121, 357		2, 121, 357
20. 繰越金	300, 000		300, 000
21. 諸収入	966, 118	98, 300	1, 064, 418
22. 市債	1, 645, 000		1, 645, 000
歳 入 合 計	34, 271, 427	98, 300	34, 369, 727

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	262,265		262,265
2. 総務費	4,823,205	98,300	4,921,505
3. 民生費	14,766,221		14,766,221
4. 衛生費	2,794,095		2,794,095
5. 労働費	4,194		4,194
6. 農林水産業費	126,261		126,261
7. 商工費	490,008		490,008
8. 土木費	4,903,238		4,903,238
9. 消防費	1,170,272		1,170,272
10. 教育費	3,877,462		3,877,462
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,000,007		1,000,007
13. 諸支出金	4,193		4,193
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	34,271,427	98,300	34,369,727

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		98,300	0
		98,300	0

2 歳 入

2 1 款 諸収入

5 項 受託事業収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 受託事業収入	0	98,300	98,300
計	0	98,300	98,300

2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務費受託事業収入	98,300	国土交通省事業受託収入（走行空間実証実験） 98,300

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 公共交通対策費	278,930	98,300	377,230			98,300 諸	
						98,300	
計	4,149,296	98,300	4,247,596			98,300	

2 款 総務費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	60,054		公共交通対策事業 98,300 走行空間実証実験委託料 60,054
14. 工事請負費	38,246		走行空間実証実験工事 38,246